

令和7年第2回 千葉市選挙管理委員会臨時会会議録

1 日 時	令和7年7月20日(日) 午後8時00分～午後8時31分					
2 場 所	千葉市役所 10階 選挙管理委員会室					
3 出 席 委 員	委員長	大野 雄子	委員	田部井 宏明		
	委員	橘 高俊	委員	川村 道子		
4 出 席 書 記	事務局長	清水 公嘉	次長	中野 廣正	次長補佐	熊本 和広
	主査	加藤 啓樹	主任主事	相田 貴洋		
5 議 題	議案第 12号	千葉市選挙管理委員会選挙執行規程の一部改正について				
	報告第 50号	参議院議員通常選挙の立候補届出状況等について				
	報告第 51号	参議院議員通常選挙の投票状況について				
	報告第 52号	指定都市選挙管理委員会連合会役員の異動について				
6 議事の概要	<p>(1)議題</p> <p>議案第 12号 千葉市選挙管理委員会選挙執行規程の一部改正について (議案第12号について、報告があった。)</p> <p>報告第 50号 参議院議員通常選挙の立候補届出状況等について (報告第50号について、報告があった。)</p> <p>報告第 51号 参議院議員通常選挙の投票状況について (報告第51号について、報告があった。)</p> <p>報告第 52号 指定都市選挙管理委員会連合会役員の異動について (報告第52号について、報告があった。)</p> <p>(2)その他</p> <p>次回委員会について 次回の委員会の開会日は、8月19日(火)午後4時30分から開会することで決定した。</p>					

7 会議経過	(要約)
議案第12号について	
橋委員 選挙運動に従事する者と選挙運動のために使用する労務者の違いはなにか。	
事務局 選挙運動に従事する者とは、事務員、車上等運動員、手話通訳者、要約筆記者を指し、選挙運動のために使用する労務者とは、選挙運動に携わらない労務をするものである。	
大野委員長 選挙運動のために使用する労務者の報酬はないのか。	
事務局 今回の改正では変更しないが、報酬額は定められている。	
大野委員長 航空賃を使う場合とはどういった場合か。	
事務局 今まで明記されていなかったものが明記されるようになったものである。	
報告第51号について	
田部井委員 期日前投票の投票者数が高い水準で来ているが、要因について分析しているか。	
事務局 分析とまではいかないが、3連休の中日であること、報道等による若年層の投票意識の向上、当日の暑さ等を考慮し、期日前投票者数が増えたのではないかと思う。	
田部井委員 期日前投票が浸透してきたと思うので、今まででは当日投票に行こうという啓発だったが、今後は期日前投票も含めて啓発活動をして良いと感じた。	
大野委員長 期日前投票の場合、当日に行けない理由を書かなくてはいけない。	
事務局 宣誓書を記入してもらうが、今は入場整理券の裏面が宣誓書を兼ねており、理由を選択するのではなく、いずれかの事由に該当するということで名前を記入すれば良い。	
田部井委員 期日前投票所が各区2か所だが、行きやすい場所の選定・増設ができれば良いと思う。	
川村委員 関西の方で投票済証明書がクーポンになっていると聞いたが、どうなのか。	
事務局 千葉市の場合、そごう千葉店の店舗で投票済証明書を持参すると割引しますという報道があつたが、選挙管理委員会と連携しているわけではなく、店舗側が独自に行っておりのものであり、全国的にみられる事象の一つである。なお、投票済証明書は投票所の出口に据え置きで、ご自由にお取りくださいという形式をとっている。	

上記のとおり、会議のてん末に相違ないことを確認し、署名する。

令和7年8月19日
